

# 国立大学法人京都教育大学 附属京都小中学校教員採用選考試験 実施要項

本学では、下記の要領で附属京都小中学校教員（栄養教諭）採用選考試験を実施します。

## 記

### 1. 募集職種及び募集人員

栄養教諭（常勤） 1名

### 2. 勤務予定地

京都教育大学附属京都小中学校（義務教育学校）  
（京都市北区紫野東御所田町37番地）

### 3. 採用予定年月日

令和4年4月1日

### 4. 主な職務内容等

附属京都小中学校は、教育の実験・実証並びに実習の機関として設置されているため、公立の小学校・中学校と同様の教育を行うほか、教育の理念と実践に関する研究・実証及び学生（教育学部、大学院連合教職実践研究科）の実習指導等を行います。

上記のほか、栄養教諭は食に関する指導と学校給食の管理を行います。

#### 【食に関する指導】

偏食・食物アレルギー等の児童に対する個別指導及び保護者対応  
学級担任等と連携して集団的な食に関する指導  
教職員や保護者等と連携した食に関する指導推進のための連絡・調整

#### 【学校給食の管理】 学校給食は1年生～4年生に実施

学校給食の基本計画策定への参画  
献立作成等の栄養管理・衛生管理・検食  
食材等の手配・管理等  
給食費予算に関わる事務

### 5. 応募条件

栄養教諭普通免許状を所有する者（令和4年3月31日までに取得見込の者を含む）

採用予定日で40歳以下の者

長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、上記年齢の範囲で募集します。

（雇用対策法施行規則第1条の3第1項3号のイ）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九条の欠格事由に該当してないこと。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6. 応募書類

履歴書・自己紹介書（別紙1）

## 7. 応募書類受付期限等

**令和3年12月6日(月)午後5時までに必着**

**応募は簡易書留またはレターパックプラスによる郵便に限ります。**

普通郵便、レターパックライト、メール便、電子メール、宅配便または持参などによる応募は受け付けできませんのでご注意願います。

## 8. 応募書類送付先等

〒612-8522 京都市伏見区深草藤森町1番地

京都教育大学 総務・企画課人事グループ 宛

表面には「附属京都小中学校栄養教諭応募書類在中」と必ず朱書き願います。

## 9. 選考方法

### 第一次選考

応募書類により選考し、選考結果は第二次選考の7日前までにメールまたは文書で通知します。

### 第二次選考 第一選考合格者を対象に実施

試験日時：令和3年12月27日(月)午前9時～12時

試験内容：教養試験、小論文試験、適性検査

試験会場：京都教育大学（京都市伏見区深草藤森町1番地）

### 第三次選考 第二選考合格者を対象に実施

試験日時：令和4年1月22日(土)午前9時～12時

試験内容：模擬授業、個人面接

試験会場：京都教育大学（京都市伏見区深草藤森町1番地）

## 10. 労働条件

本学教職員就業規則及び本学諸規定によります。（詳細は別紙2参照）

## 11. その他

応募書類は返却しません。

選考試験に係る交通費等は支給しません。

所有している教育職員免許状の更新講習修了確認期限又は有効期間の満了日が、令和4年度の早い時期に到来し、その更新等の予定が確認できない場合は、採用に至りません。

応募条件に定める教員免許状を取得見込で応募した者が、令和4年3月31日までに取得できなかった場合は、採用に至りません。

公立学校を退職して本学附属学校教員に採用となる場合は、公立学校退職時に退職手当を支給されることとなります。（勤務期間の通算は行いません）

## 12. 問い合わせ先

京都教育大学 総務・企画課人事グループ

問い合わせは、電子メール（jinji@kyokyo-u.ac.jp）に限り、件名を【「附属京都小中学校教員」採用試験問い合わせ】としてください。なお、選考経過等の問い合わせはご遠慮願います。

## 附属学校教員の労働条件等について

国立大学法人京都教育大学

### 1. 適用される法律規則

国立大学法人京都教育大学の教職員として採用され、労働基準法や労働契約法等の規定に基づいて定める本学教職員就業規則が適用されます。

法人化前は国家公務員でしたが、法人化により国家公務員法等は適用されません。

### 2. 雇用契約の期間

雇用期間の定めはありません。

採用後6ヶ月間の試用期間が設けられています。

定年年齢は60歳で、再雇用の制度があります。

### 3. 勤務校及び異動等について

採用された学校園（今回採用試験を受けた学校園）の教諭として勤務することとなります。

なお、大学の都合により他の附属学校園への配置換え、教育学部、大学院連合教職実践研究科の授業や学校実習指導の兼務を命ぜられることがあります。

また、本学と京都府教育委員会及び京都市教育委員会との人事交流制度により、公立学校へ出向となる場合があります。

### 4. 労働時間、休日及び休暇等

労働時間は1日7時間45分（1週38時間45分）です。休日は土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）です。但し、行事等により休日が勤務となる場合があります、休日振替での勤務となります。

休暇には、年次有給休暇20日（採用1年目は15日）、夏季等におけるリフレッシュ年次有給休暇（3日）、一斉休業の年次有給休暇（3日）のほか、産前・産後休暇（各8週）、子の学校行事等の休暇（3日）等の特別休暇があります。

### 5. 給与

教諭、養護教諭または栄養教諭として採用された場合の初任給は、下表のとおりです。

その他、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当等が要件に応じて支給されます。

期末・勤勉手当（ボーナス）は、年2回支給されます。（年間標準4.45月分）

昇給は年1回です。

初任給（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の場合）

学 歴	初 任 給 額
修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了	約260,000円
大 学 卒	約235,000円
短 大 卒	約210,000円

左表は、本給、教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当の合計額です。なお、採用前の職歴等により増額されます。

経験者等の給与額（例）

- ・採用時の年齢35歳
- ・大学卒業後、民間企業正社員5年と地方教育職員7年を経験された方の場合
- ・扶養家族2人（配偶者、子1人）、賃貸住宅（家賃月7万円）、自動車通勤（4km）

上記の場合 約410,000円

（2021年10月1日現在）

### 6. 福利厚生

本学の教職員として採用された日から「文部科学省共済組合」に加入することとなり、医療保険や年金の制度が適用されます。文部科学省共済組合の組合員として、人間ドック費用の助成や住宅購入資金の貸付けなど様々な福利厚生サービスを受けることができます。

大学から徒歩10分程度の場所に、京都教育大学職員宿舎があり、希望により入居できます。（家族でも単身でも入居可能。）

雇用保険の被保険者となり、育児休業の場合等に給付を受けることができます。

### 7. その他

公立学校の正規教員を退職して本学附属学校教員に採用となる場合は、公立学校退職時に退職手当を支給されることとなります。

本資料は2021年10月1日現在の内容です。

就業規則等の改正により、今後変更となる場合があります。